

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的： 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、府行動計画等を踏まえ、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（危機管理監、健康福祉部、全部局）

(1)-2 体制の整備及び国・市町村との連携強化

- ① 府は、取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策推進会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立、発生時に備えた医療版マニュアル、社会対応版マニュアル（事業継続計画を含む。）及び各部局別マニュアル（事業継続計画を含む。）を策定する。（危機管理監、健康福祉部、全部局）
- ② 府、国、市町村、指定（地方）公共機関等は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。（危機管理監、健康福祉部、全部局）
- ③ 府は、市町村行動計画及び指定（地方）公共機関における業務計画の作成を支援する。（危機管理監、健康福祉部、関係部局）

未発生期

- ④ 府は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等との連携を進める。(危機管理監、健康福祉部、警察本部、関係部局)
- ⑤ 府は、府有識者会議等の意見を踏まえ、医療体制の整備等を行う。(健康福祉部)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

府は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに国に報告する。(健康福祉部、農林水産部)

(2)-2 通常のサーベイランス

- ① 府及び京都市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関（指定届出機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)
- ④ 府は、国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。(健康福祉部)
- ⑤ 府は、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類又は豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集及び分析評価に協力する。(健康福祉部、農林水産部、文化環境部)

(2)-3 調査研究

府は、新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び京都市との連携等の体制整備を図る。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 府は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、府民に対して継続的に分かりやすい情報提供を行う。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部)
- ② 府は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康福祉部)

(3)-2 体制整備等

府は、広報・広聴体制の整備等の事前の準備として以下のことを行う。(府民生活部、健康福祉部、知事直轄(知事室長))

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた府民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当者を中心としたチームの設置、広報・広聴担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、府民からの相談に応じるため、相談窓口(専用コールセンター等)を設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、相談窓口(生活相談を含む)を設置する準備を進めるよう要請する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 府、市町村、学校及び事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)
- ② 府は、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛の要請に係る感染対策についての理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

府及び京都市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、府は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(健康福祉部)

(4)-1-3 水際対策

府及び京都市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。(健康福祉部)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

府は、府内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

(4)-2-2 基準に該当する事業者の登録

- ① 府及び市町村は、国が作成した、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。(関係部局)
- ② 府及び市町村は、国が、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(関係部局)

(4)-2-3 接種体制の構築

(4)-2-3-1 特定接種

府は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。（知事直轄（職員長G））

(4)-2-3-2 住民接種

① 市町村は、国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、当該市町村が区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。そのため、原則として集団的接種により行うこととし、候補となる会場の選定や地区医師会との連携に努める。

② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

府は、そのための技術的な支援を行う。（健康福祉部）

③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(4)-2-4 情報提供

府は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、府民の理解促進を図る。（健康福祉部）

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

① 府は、京都市と連携し、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、府医師会等の関係機関と連携し、体制整備を進め、その進捗状況について定期的にフォローアップを行う。（健康福祉部）

② 府は、京都市と連携し、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関及び協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（健康福祉部）

- ③ 府は、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する準備を進める。
また、京都市にも同様に設置する準備を進めるよう要請する。（健康福祉部）
- ④ 府は、京都市と連携し、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、協力医療機関における患者の受入準備を支援する。（健康福祉部）
- ⑤ 府は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を支援する。（健康福祉部）

(5)-2 府内感染期に備えた医療の確保

府は、京都市と連携し、以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。（健康福祉部）

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ② 感染対策のため指定（地方）公共機関である医療機関を含む協力医療機関で優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、協力医療機関の収容能力を超えた場合は、全ての入院医療機関で対応するが、さらに、収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦ 府内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。
また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。
（危機管理監、健康福祉部）

(5)-3 研修等

府は、国及び京都市と連携しながら、医療従事者等に対し、府内発生を想定した研修や訓練を行う。(健康福祉部)

(5)-4 医療資器材の整備

① 府及び京都市は、必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。(健康福祉部)

② 府は、協力医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の整備を支援する。(健康福祉部)

(5)-5 検査体制の整備

府は、保健環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の即応体制を整備するとともに、中丹西保健所で検査体制を整備する。(健康福祉部)

また、京都市に対して、同様に整備するよう要請する。

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

府は、国備蓄分と合わせ府民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。(健康福祉部)

(5)-7 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

府は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における在庫状況を把握する体制を整備し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(健康福祉部)

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

府は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策及び重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係部局)

(6)-2 物資供給の要請等

府は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送

未発生期

の確保のため、製造・販売又は運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。（関係部局）

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

府は、市町村に対し、府内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援の内容（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）や支援体制の構築、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。（健康福祉部）

(6)-4 火葬能力等の把握

府は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（健康福祉部）

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。